

2021年9月2日

株式会社ワンキャリア

代表取締役社長 宮下 尚之

問合せ先： 03-6416-4088

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図り、全てのステークホルダーからの信頼を得る上で、コーポレート・ガバナンスを企業行動の最も重要な基盤として位置づけております。そのため、経営環境が変化する中において、企業経営の効率性の向上、健全性の確保、透明性の向上を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

マザーズ上場企業として、当社では、コーポレートガバナンス・コードの基本原則5原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
宮下尚之	4,037,500	80.75
長澤有紘	250,000	5.00
UBV Fund- I 投資事業有限責任組合	250,000	5.00
(株)SMBC信託銀行 (特定金外信 PKSHA SPARXアルゴリズム1号)	250,000	5.00
(株)AMG	125,000	2.50
佐藤裕介	50,000	1.00
美澤臣一	25,000	0.50
高木新平	12,500	0.25

支配株主（親会社を除く）名	宮下尚之
---------------	------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

当社代表取締役社長宮下尚之の所有株式数は、同役員の資産管理会社である株式会社 MTM が保有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は支配株主との取引を原則として行わない方針であります。取引を検討する場合、少数株主の利益を損なわないよう、取引の理由やその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議の上意思決定をし、それが適正な職務権限と判断のもと業務が執行されたかについては、監査役監査を通じて適正性を確保することにより、少数株主の保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高木 新平	他の会社の出身者								○			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高木 新平	○	高木新平が代表を務める株式会社ニューピースとは、過去において当社のブランディング・PR施策の外注取引が発生していましたが、現在は当該外注取引の発生はございません。また現在において、当社の求人サービスを利用	企業経営者としての豊富な経験や実績を有しており、経営全般について独立した立場から助言・提言いただけるものと判断しております。なお、取引所が定める独立性の要件に照らし、会社から独立した客観的かつ中

	<p>する取引が、年間 900 千円発生する見込みですが、取引金額が僅少のため、独立性に影響を与える恐れがないと判断しております。</p> <p>なお、参考として当社株式を 12,500 株保有しております。これ以外の人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。</p>	<p>立的な 立場のもと、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定しました。</p>
--	--	--

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当及び会計監査人は、四半期に1回面談を実施することにより、監査実施内容や評価結果等固有の問題点の情報共有や相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。なお、内部監査担当は常勤監査役と内部監査の状況について意見交換をするなど、積極的な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木村 智明	公認会計士													
美澤 臣一	他の会社の出身者													
高橋 治	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 智明	○	—	公認会計士として会計に関する豊富な知識・経験を有しており、職務を適切に遂行していただける方と判断しております。なお、取引所が定める独立性の要件に照らし、会社から独立した客観的かつ中立的な立場のもと、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定しました。
美澤 臣一	○	参考として当社株式を 25,000 株保有しておりますが、これ以外の人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	事業会社での多くの企業支援業務を通じて幅広い知見を有しており、職務を適切に遂行していただける方と判断しております。なお、取引所が定める独立性の要件に照らし、会社から独立した客観的かつ中立的な立場のもと、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定しました。
高橋 治	○	—	弁護士として法務に関する豊富な

			知識・経験を有していることから、職務を適切に遂行していただける方と判断しております。なお、取引所が定める独立性の要件に照らし、会社から独立した客観的かつ中立的な立場のもと、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定しました。
--	--	--	---

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上及びコーポレート・ガバナンスの充実に対する意欲及び士気を高め、中長期的な企業価値向上を目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員への付与は、業績向上及びコーポレート・ガバナンスの充実に対する意欲及び士気を高め、中長期的な企業価値向上を目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しない為、報酬の個別開示はしていません。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。2019年12月18日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額150百万円以内（ただし、使用人給与分を含まない。）、また、監査役の報酬限度額は年額20百万円以内と決議しております。取締役の報酬等の額については、上記株主総会で決議した限度額の範囲内で、取締役会の承認を得て代表取締役社長の一任にて決定されております。監査役の報酬等の額については、上記株主総会で決議した限度額の範囲内で、監査役会にて決定されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは経営管理部がおこなっております。取締役会等重要会議の資料の事前配布にあたっては、十分に検討する余裕が確保できるように事前に配布を行い、必要に応じて事前説明を行っております。常勤監査役からは会計監査、内部監査に関する有用な情報を適時に提供し、情報共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(a) 取締役会

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役4名で構成され、原則として毎月1回開催しております。また、必要に応じ臨時に開催し、経営方針等に関する意思決定及び経営に関する重要事項の審議・決定を行っております。

(b) 監査役会

監査役は3名全てが社外監査役の体制です。各監査役は取締役会をはじめとする重要な会議への出席、業務や財産の状況の調査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等を通じて、取締役の職務執行及び内部統制システムに関わる監査を行っております。

また、監査役会は、原則月1回の定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査に必要な情報の共有を図っております。

(c) 社内役員会議

社内役員会議は、常勤取締役3名及び常勤監査役1名で構成され、原則として週に1回定期開催しております。経営に関する重要事項の共有・審議、取締役会の議案の決定を行っております。

(d) 経営会議

経営会議は、週1回定期的に開催しております。経営会議は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、月次業績や各部門の課題や今後の活動方針について情報を共有し、活発な議論や意見交換をしております。経営会議は、代表取締役社長宮下尚之を議長として、常勤取締役、常勤監査役、執行役員並びに各事業部の責任者らで構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社を採用しています。ステークホルダーにとって透明性の高いガバナンス体制

を維持、向上するため、取締役会が、複数の社外監査役を含む監査役会と緊密に連携し、監査役の機能を有効に活用しながら重要案件の最終意思決定を行うとともに、経営に対する監督機能の強化を図っています。具体的には、監査役会設置会社の体制のもと、独立した外部の視点からチェック体制の強化を図るため、監査役3名のうち3名が社外監査役となっております。また、機動的に各事業・各機能戦略を実行し、執行責任を明確にするため、執行役員制度を導入しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知につきましては、決算業務及び招集通知の作成の早期化を図り、早期発送に努める方針であります。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の開催日につきましては、より多くの株主が出席できる様、集中日を回避し決定する方針であります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内に IR ページを設け、掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を行うことを想定しておりますが、詳細は今後検討を進める予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	定期的にあナリスト及び機関投資家向けの説明会の開催を予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では開催は予定しておりませんが、今後の投資家層の状況に応じて開催を検討してまいります。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に IR ページを設け、有価証券報告書、決算短信、プレスリリース等の情報公開を予定しております。	
IR に関する部署(担当者)の設置	経営管理部門管掌役員を責任者とし、経営管理部が担当する予定であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「行動規範」を定め、当社の役員・従業員、取引先の皆様、並びに株主・債権者の皆様等のステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	広報・IR活動を積極的に行い、広く社会に対し当社の事業活動に関する正確な情報を適時・適切・継続的に提供することにより、各ステークホルダーから正しい理解・評価・信頼を得られるよう努めてまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの構築において遵守すべき基本方針を定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、牽制機能の強化を期待して社外取締役を含む取締役で構成し、取締役会規程に基づき法令等に定める重要事項の決定を行うとともに取締役等の適正な職務執行が図れるよう監督する。

(2) 監査役は法令に定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。

(3) 使用人の適切な執行を確保するため、定期的な内部監査を実施してコンプライアンスの状況を確認するとともに、コンプライアンスの重要性についての社内啓蒙を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

(1) 株主総会議事録、取締役会議事録、社内役員会議議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、「文書管理規程」に基づき保存、管理する。

(2) 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社が認識するリスクを適切に管理し危険を防止するため「内部監査規程」に基づき内部監査担当が内部監査を実施し、対応が必要なリスク要因について適時に代表取締役社長に報告する。

(2) 執行役員は各業務執行部門を指揮し、経営管理部と連携を保ち社内諸規程を遵守する方策を確保することにより当社の損失の危険を回避・予防する。また、重大な損失の危険が現実化した場合には、すみやかに取締役会に報告する。

(3) 取締役会は、リスクを低減させるため社内規程の整備その他の対応を行い、また、不測の事態が発生した場合には、迅速かつ組織的な対応により被害を最小限度に抑えるための体制を整える。

4. 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

(1) 「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。

(2) 「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。

(3) 経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて初期の業績目標の達成を図る。

(4) 意思決定の迅速化のため、「組織規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。

5. 当社における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、当社の企業倫理に従い自社の諸規程を定める。

(2) 各部門の担当取締役・執行役員は既存の諸規程に基づき、当社における業務の適正を確保する。

(3) 内部監査担当者は、当社の業務の適正が確保されていることを監査し、代表取締役社長に報告する。

(4) 当社は、業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、一層の統制強化を継続的に図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。

(2) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示に基づく職務に関して、取締役の指揮命令から独立してこれを遂行する。

(3) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動及び評価については、監査役の同意を得て実施する。

7. 取締役及び使用人など監査役に報告をするための体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

(2) 監査役は、その判断に基づき、取締役及び使用人から、業務の執行状況を直接聴取する。

(3) 常勤監査役は取締役会のほか、その他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役または使用人に対し書類の提出や説明を求めるものとする。

(4) 内部者通報制度に基づく通報または監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、取締役、執行役員及び使用人に対し不利な取り扱いを行わない。

(5) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。

(6) 監査役は、内部監査担当との定期的な情報交換を行うとともに、代表取締役社長及び会計監査人と必要に応じて意見交換会を開催する。

(7) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

8. 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

(1) 当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため、財務・会計に係る諸規程を整備するとともに、会計基準その他関連する法令を遵守するための教育・啓発を行うことにより、財務報告に係る内部統制の充実を図る。

(2) 監査役、監査部門、及び各部門は連携してその体制の整備・運用状況を定期的に評価し、是正・改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。

(2) 取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

(3) 警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および全ての役員、従業員は反社会的勢力との絶縁を基本方針としています。これに基づき、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としております。また、当社従業員に向けた反社会的勢力との関係根絶に向けたセミナーの開催や所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力による被害の防止を図る取り組みを進めております。更に、渋谷地区特暴協を通じて公益財団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し、反社会的勢力に関する情報収集を実施しており、万々に備えた体制整備に努めております。

V. その他

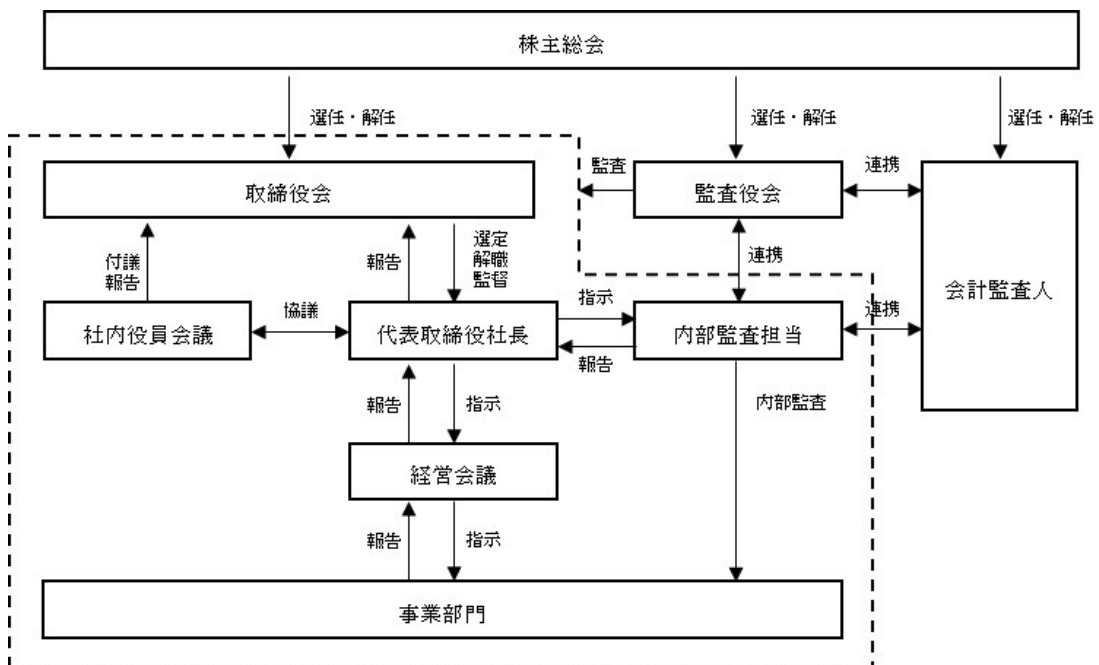
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

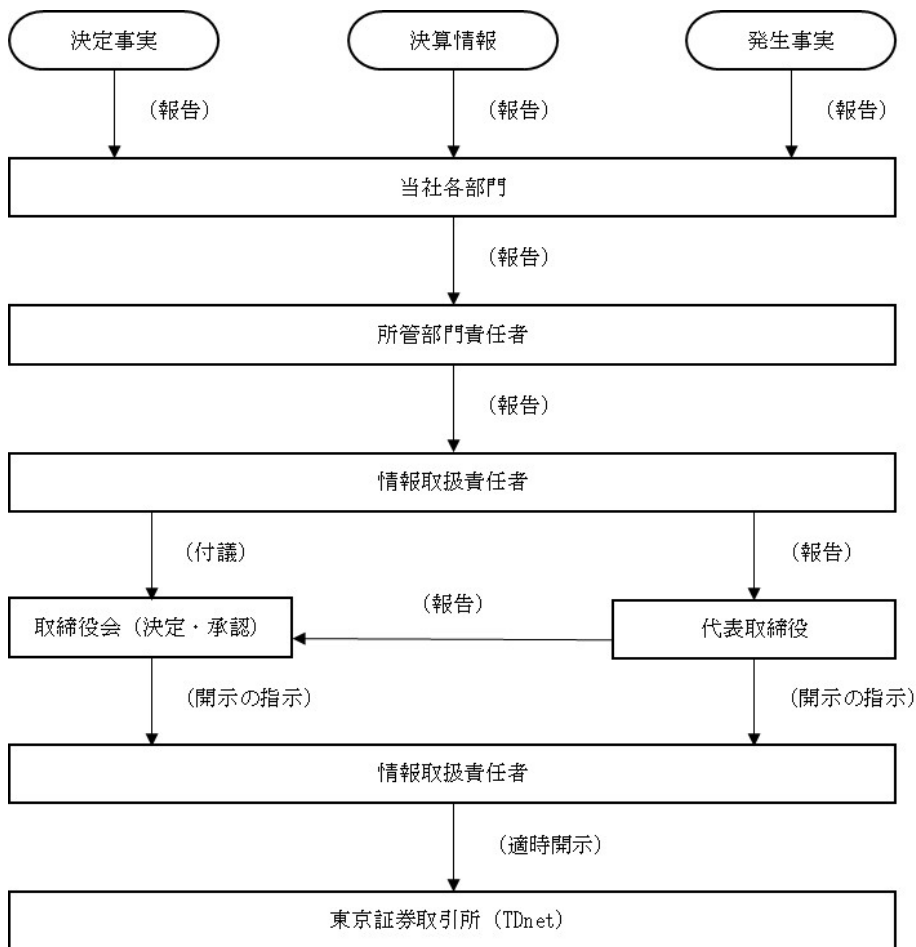
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上